

「がん対策推進基本計画（案）」に係るパブリックコメント

2017年10月11日 厚生労働省健康局がん・疾病対策課あて提出

○全体について

第二次基本計画に比べて、大幅に内容が充実していると思います。ただし、「尊厳をもって安心して暮らせる社会の構築」とある割に、分野別施策と個別目標を見ても「医療機関内」のことが中心となっており、このままではがんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現することは、困難であると考えます。例えば、P31に「(3) チーム医療の推進」とあるが、病院内の連携にとどまっており、患者とその家族が抱える様々な苦痛、悩み及び負担に応えるには、病院内のみならず、地域における関係する職種や機関との連携も重要であると思います。そのような取り組みが進んでいないために、「緩和ケアの提供について」に記述のあるとおり、「患者とその家族が抱える様々な苦痛に対して、迅速かつ適切なケアが十分に提供されていない状況」につながっているのではないのでしょうか。

- P44に「緩和ケアは、全人的なケアが必要な領域であり」と記載されていますが、緩和ケアチームも含めて病院内だけで完結する記述です。全人的なケアには病院外も含んだ取り組みが必須であり、その点でP46に「社会福祉士」が記載されていることは評価できますが、病院外の関係機関等を含んだ取り組みが必要であることを明記してください。
- P50 「相談支援について」（現状・課題）において、「相談内容が多様化しており、人材の適切な配置や相談支援に携わる者に対する更なる研修の必要性が指摘されている」とあります。相談支援の質の担保と格差の解消に向けて、具体的に社会福祉士等の専門職の配置の必要性を記載してください。
- P55（取り組むべき施策）に、施設間の調整役を担う者のあり方の見直しについて検討するとともに養成等について必要な支援を行うとあります。施設間の調整については、列記された専門職の中では社会福祉士が最適と思われるので、社会福祉士の役割として明記してください。
- P56（取り組むべき施策）に、在宅療養支援診療所・病院、薬局、訪問看護ステーション等の医療・介護関係者への緩和ケア研修等を実施するとあります。ここに列記されているのは医療機関であり、介関係者の属する機関として、訪問看護ステーションの次に、「地域包括支援センター」及び「居宅介護支援事業所」を記載してください。
- P60 「トライアングル型サポート」とありますが、就労支援においては治療と仕事だけでなく、家庭環境を整えることも重要です。患者と事業者との間のみならず家族等も含めて広く環境調整を支援していくことが必要であると記載してください。